

挙国一致内閣の誕生と貴族院

原 口 大 輔

はじめに

本稿は、昭和七年（一九三二）五月に誕生した斎藤実内閣と貴族院の関係を検討することで、挙国一致内閣誕生における貴族院の位置付けや内閣・衆議院・貴族院の三者の関係を明らかにし、そのうえで政党内閣崩壊後の貴族院、ひいては議会政治を分析する一つの視座を提示するものである。

かつての貴族院研究は貴族院を民主主義の防遏として否定的に評価してきた^①。それは政治過程であれ制度面であれ、実態を十分に検討することなく貴族院の非民主的な側面を繰り返し強調してきたと言つてよい。しかし、近年では、明治・大正期を中心に、院内会派などの動向に着目し、議会政治における貴族院の役割を実証的に分析する研究が進み^②、二院制度における上院の役割といった観点から貴族院研究は進展し、その評価は大きく変化した^③。とはいえ、昭和期の貴族院研究は、政党内閣期の動向や二度の貴族院改革問題^④、あるいは天皇機関説排撃問題^⑤を除けば、明治・大正期の貴族院研究ほど分析が進んでいるわけ

ではない^⑦。一方、同時期の衆議院や政党研究に目を向けると、その大政翼賛会結成に伴う解党（＝政党の崩壊）過程の分析に留まらず、戦時議会や戦後政治との連続、あるいはその底流を念頭に置いた研究が進んでいる^⑧。だが、これらの研究において貴族院は十分な検討対象とならなかつたため、政党内閣崩壊後の議会政治研究とは衆議院、政党を分析することと同義になっている^⑨きらいがある。それゆえ、果してそれで当該期の議会政治を説明したことになるのかは改めて考えてみる必要がある。もちろん、このような研究状況が生じた原因は、何より昭和戦前期の貴族院の政治史的研究が進んでこなかつたためである。その大きな理由は、いかなる一次史料（とりわけ私文書）をもって何を分析するかといった点が、議会政治の相対的低下も相俟って判然としなかつたためと考えられる。しかしながら、衆議院や政党を見れば挙国一致内閣期以降の議会が理解できるほど貴族院の構造や両院関係は単純ではなく、また、なぜ近衛文麿が貴族院改革論を唱え、それが注目されるようになったのかも、改めて議会政治史の文脈から説明する必要がある。

【表1】 斎藤実内閣（昭和7年5月26日～昭和9年7月8日）

総理	斎藤実	子爵、海軍大将	
外務	(兼任) 斎藤実		～昭和7年7月6日
	内田康哉	伯爵、貴族院議員（純無所属）	昭和7年7月6日～昭和8年9月14日
	広田弘毅		昭和8年9月14日～
内務	山本達雄	男爵、貴族院議員（交友倶楽部、立憲民政党）	
大蔵	高橋是清	立憲政友会	
陸軍	荒木貞夫	陸軍中将	～昭和9年1月23日
	林銑十郎	陸軍大将	昭和9年1月23日～
海軍	岡田啓介	海軍大将	～昭和8年1月9日
	大角岑生	海軍大将	昭和8年1月9日～
司法	小山松吉		
文部	鳩山一郎	衆議院議員（立憲政友会）	～昭和9年3月3日
	(兼任) 斎藤実		昭和9年3月3日～
商工	中島久万吉	男爵、貴族院議員（公正会）	～昭和9年2月9日
	松本烝治	貴族院議員（純無所属）	昭和9年2月9日～
通信	南弘	貴族院議員（交友倶楽部）	
鉄道	三土忠造	衆議院議員（立憲政友会）	
拓務	永井柳太郎	衆議院議員（立憲民政党）	

註：鳥海靖編『歴代内閣・首相事典』（吉川弘文館、2009年）をもとに作成。

以上のように問題関心を大風呂敷に広げたが、まずはその一階梯として、本稿では斎藤実内閣の誕生と貴族院の關係に着目する。周知の通り、斎藤内閣は五・一五事件後に挙国一致内閣を標榜したが、それは少数派も「与党」となり得るものであった。事実、斎藤は組閣の際、直前に行われた総選挙で大勝した政友会からも、反対に大敗した民政党からも閣僚を迎えた【表1】。美濃部達吉は、「真の意味に於いての挙国一致は、戦争とか財政の整理とかの或る特定の目標に付いて、政治上の勢力を有する各派各団体の間に、予め主義の一致が有り、協力して其の共同の目的を達成しようとする場合に於いてのみ成立し得べきもの」と述べているが、満州事変に端を発する国際問題や議會政治不信など、様々な政治課題が蓄積している中、斎藤内閣は挙国一致を結集軸としながらも、個別法案によってはその内閣を構成する政党や諸勢力の利害と背馳することも十分考えられた¹¹。特に、圧倒的な議席数を有しながら単独内閣を組閣できなかった政友会は、斎藤内閣の倒閣と鈴木喜三郎への大命降下を目論みながらも、その機会を逸し続けたことが先行研究でも指摘されている¹²。

では、斎藤内閣と「与党」政友会が衆議院で対立した時、貴族院はどのような態度に出るのだろうか。先述の通り、昭和戦前期の貴族院研究は断片的であったため、斎藤内閣と貴族院との關係も組閣時の動向で評価されてきた。例えば、田中時彦氏は、伊沢多喜男、丸山鶴吉らによる組閣工作（後述）の結果、貴族院勅選議員が政党出身者に代わり新たな支柱となり、閣内で政界諸勢力の均衡を図ったと述べ、内藤一成氏は、

政党内閣期よりも多くの勅選議員が入閣し、あるいは政務次官・参与官に研究会所属の議員が複数任命され、内閣における貴族院の比重は増したとするも、中島久万吉商相（公正会）以外は所属党派との関係は薄いと指摘する¹⁴。また、村井良太氏は、党人である山本達雄内相（交友倶楽部）の他、中島商相、南弘通相（交友倶楽部）、後藤文夫農相、内田康哉外相（以上、純無所属）が貴族院議員であることに着目し、「齋藤内閣は政民連立内閣であると同時に貴衆両院政権」と評価した¹⁵。しかし、最大会派である研究会からの入閣者はなく、また任官者数で齋藤内閣と貴族院との距離¹⁶を測ることは、その後の展開を理解することと同義ではない¹⁶。本稿がまず注目する点はここである。

さらに、仔細に史料を検討していくと、齋藤内閣期における貴族院への期待というものも見えてくる。例えば、第六三議會（臨時会）の最末期には次のような社説が登場する。

政友会絶対多数の威力で衆議院が可決した率勢米価廃止と負債整理組合中央金庫案とは、政府不承諾のまま、貴族院に送られて何とか結末をつけられるのを待つてゐる。貴族院はまさに政府对政友会抗争の間に立つて調停役たるべく余儀なくされて居るが、甚だ迷惑な役回りともいへればまた甚だまうけ役ともいへるのである¹⁷

記事で言及されている具体的な内容は本稿で検討していくが、右の社説では、第六三議會における齋藤内閣と政友会の対立時、貴族院には「調停役」が期待され、それは「迷惑な役回り」でもあり、「まうけ役」でもあるという。非政党内閣時、議會政治における貴族院への期待や貴

族院の役割は憲政常道期のそれとは異なるのではないか。そして、かかる分析は、政党内閣崩壊後の議會政治、さらには近代日本の二院制を理解するうえで重要な視座になるのではないか、というのが本稿の立場である¹⁹。

以上、迂遠な説明となったが、本稿は齋藤実内閣初期の貴族院の検討を通して、当該期の議會政治における貴族院の位相を明らかにする。具体的には、（一）齋藤実内閣の誕生と貴族院の動向を再検討し、（二）第六三議會で両院協議会にまでもつれた米穀法改正案（率勢米価廃止問題）と農村負債整理組合法案審議の状況を分析する²⁰。その際、近年公開された南弘の日記を検討することで、内閣と政友会や研究会幹部とのやり取りも見えていく。南日記の検討は、これまで当該期の貴族院研究で中心的に参照されてきた新人議員・大蔵公望（公正会）を相対化させる点でも有効となる²¹。

なお、本稿で取り扱う会期を確認しておく。第六二議會（臨時会）は昭和七年六月一日から一四日まで、第六三議會（臨時会）は昭和七年八月二三日から九月四日（延長三回、延長日数五日）である。

一、齋藤実内閣の成立と貴族院

（一）伊沢多喜男と河井弥八

ここでは齋藤実内閣の成立過程における貴族院院内会派の動向を、これまでの研究を参照しつつ、さらに南弘の日記を用いながら再検討していく。五・一五事件直後の貴族院の動向は、「時局の重大に鑑み」政友

会延長内閣に反対する機運²²や、「挙国一致」であるがゆえに、「有爵議員方面よりも有力者を網羅」、具体的には、林博太郎、小笠原長幹、青木信光、牧野忠篤（以上、研究会）、郷誠之助、中島久万吉（以上、公正会）から各派一名ずつの入閣が想定される²³、などと報じられていた。また、日付、作成者不明ながら、「齋藤実関係文書」に残された「閣僚候補者名簿」には、前田利定（研究会）が商相、小笠原が農相に擬せられていた²⁴。一方、火曜会の有力者である近衛文麿は齋藤内閣ではなく、平沼騏一郎内閣の誕生を期待していたが、大臣候補者を見ながら「華族や大名はだめ」で「勅選から採った方がよい」と述べていた²⁵。つまり、旧華族の出る幕ではないと近衛は考えていたことになる。

五月二六日、齋藤実内閣が成立し、結局政友会から高橋是清蔵相、鳩山一郎文相、三土忠造通相の三名、民政党から山本達雄内相、永井柳太郎拓相の二名が入閣し²⁷、貴族院からは南弘通相（交友倶楽部）、中島久万吉商相（公正会）、内田康哉外相（純無所属）、後藤文夫農相（純無所属）が入閣した。なお、南の入閣交渉は後から検討する。一方、貴族院の最大会派である研究会（一四九名／議員数四〇〇名、第六二議會開院時）からは結局誰も入閣しなかったが、政務次官三名、参与官一名を輩出した²⁸。

齋藤の組閣作業における伊沢多喜男（同成会）と河井弥八（皇后宮大夫兼侍従次長）の介入はよく知られている²⁹。河井と伊沢は政治的にも民政党系に近しく、かつ姻戚で（河井の弟の昇三郎が伊沢の長女と結婚）あり、河井は職務を通して元老・西園寺公望ともつながっており、

またかつての職場である貴族院事務局（小林次郎貴族院書記官）から議會方面の情報収集していた³⁰。一方、伊沢は若槻礼次郎内閣の誕生を試みるも失敗し、齋藤内閣成立を目指していた。また、齋藤がかつて朝鮮総督だったこともあり、有吉忠一、湯浅倉平、児玉秀雄、丸山鶴吉といった総督府関係の官僚も組閣に向けて動いていた³¹。伊沢は鈴木喜三郎や荒木貞夫陸相への嫌悪感が強く、「積弊を匡正する意強く中正剛健³²」な内閣を目指したものの、自身の入閣は希望しなかった³³。山本は自身の入閣条件に、相談相手として伊沢か湯浅の入閣を求めていたとされるが³⁴、結果的に両者とも入閣せず、後藤が入閣している³⁵。他方で、伊沢と河井は柴田善三郎大阪府知事を内閣書記官長に送り込むことで、内閣への影響力を行使しようとした。河井は、「齋藤子周囲に於ける組閣参画者の顔触れを新聞紙にて判ずるに、湯浅氏、柴田氏の如き人士を除きては、大勢に通ぜざる者多く、中には心外に堪へざる輩あり。断然此徒を排除して大命降下の根本義を明にするの要ありと為し、伊沢、柴田両氏に此旨を電話す」といった所感を書き記している³⁷。

しかし、伊沢や河井の期待に柴田がどれほど自覚的だったかは定かではない。例えば、河井は柴田の新聞記者への談話に憤慨していた³⁸。その記事によると、柴田は「有吉、湯浅氏等から懇々話されたので事務的書記官長でもよいからといふことでお受けした次第である、従つて閣議にも列席しないつもり」と述べていた³⁹。確かにこれでは柴田を送り込んだ目的を達し得ないであろうし、柴田は「非常に耳が遠い」ことが問題とされ、以後、議場における書記官長の役目は堀切善次郎法制局長官

が担っていたという⁴⁰。また、このような伊沢の介入は「露骨」とされ、次は「伊沢内閣」ができるのではないかといった批判も現れた⁴¹。鈴木貫太郎侍従長も河井に対して、柴田と面会することは、「外間の批評を招く所以にして、既に批評あり」と原田熊雄を介して注意を与えていた⁴²。それでも河井は定期的に柴田と面会し、政治問題について意見を交換し、しばしば関屋貞三郎宮内次官に伝達していた⁴³。しかし、柴田批判の声は断続的に続き、翌年三月一日、「家庭上の事情」を理由に辞任し⁴⁴、伊沢や河井の目論見は十分に果たされることなく終わった。

(二) 南弘の入閣と研究会

斎藤内閣に通相として入閣した南は、その直前の犬養毅内閣成立後、台湾総督に就任したばかりであった(昭和七年三月三日)。南は、台湾総督のポストも党派人事の対象と考え、非政友会内閣の誕生により総督辞職の可能性を自覚していたものの⁴⁵、可能ならば継続を希望していた⁴⁷。しかし、南は蔵相留任予定だった高橋是清より通相就任を希望されたため、自らの進退を西園寺に相談することにした⁴⁶。西園寺は、「台湾のことも大切であるか国務大臣の地位は更に大切」と説き、南の背中を押し、五月二十六日、南は入閣を承諾した。西園寺は南に対して、「国務大臣の地位は省の長であるが国務大臣として輔弼の責任者として国家全体より立論することを忘れてはならぬ」と訓示し⁴⁹、自らの判断で誕生することとなった挙国一致内閣の体現を南に期待した。

以後、南は政友会、研究会と接触し、通信省の政務官、参与官人事の

取り纏めを行っていく。五月二十八日、南は鈴木喜三郎と面会し、政務次官に政友会の名川侃市を推薦され(ただし、名川は鉄道次官に就任)、参与官は研究会から推薦することを取り決め、その後、研究会の青木信光、牧野忠篤と相談することとなった⁵⁰。南と打ち合わせた青木は、研究会内部で鍋島直縄、織田信恒が共に辞退したこともあり、橋本実斐を参与官候補に提案した⁵¹。しかし、同じく研究会の小笠原長幹と前田利定は青木、牧野主導で人事が決められることに反発し、南はこちらの意見も聴取する必要に迫られた。南はまず小笠原に事情を説明し諒解を得て、また前田は橋本で良いかは政友会次第と南に告げた。そこで、南は再び鈴木に相談すると、鈴木は森俊成か立花種忠の方が良いと述べたため、南は前田、小笠原にそれを告げると、両者は立花を推薦した。ところが青木と牧野は、立花が研究会内で「気受け」が悪いので、保科正昭か舟橋清賢を参与官に希望したものの、結局南はそれを受け入れず、政友会の意見も踏まえ、立花を参与官に据えることを決定した⁵²。なお、通信事務次官は大橋八郎(犬養内閣から留任)、政務次官は政友会の志賀和多利となった。

以上の経過は南日記によって初めて判明した事実だが、ここから研究会内では青木、牧野と小笠原、前田の間に対立があること、及び後者は特に政友会との関係を意識していたことが明瞭となった。ちなみに、参与官候補に挙げられた研究会員は立花以外全て一期目の議員であった⁵³。この対立が同年七月に行われる有爵者議員改選や同年九月末に行われた研究会役員改選における主導権争いとも考えられるが、史料制約もあ

り現段階ではこれ以上詳しいことは分からない。

(三) 荒木陸相留任問題と貴族院

齋藤内閣は、六月一日より前内閣が召集していた第六二議會（臨時会）に臨むこととなったが、開会に先立ち荒木貞夫陸相の留任が「貴族院各派には果然大きな衝動を与へ」と焦点となっていた。五月一九日、研究会、公正会の両会派は、「世相に鑑み貴族院本来の立場に立」つため意見交換を行い、「国民の付託に背かざらんやう努力」し、「今回の不祥事件の責任の所在に対しては貴族院として国民が納得出来るやう態度を取る必要」があると両派で意見の一致をみていた。⁵⁵ そのような貴族院側の態度は入閣した南も把握しており、南は青木、牧野に荒木留任に対して公正会が反発を強めていることを告げている。⁵⁶ そして、議會開会前になると、齋藤内閣は荒木留任問題に関して貴族院対策をしなければならぬと報道されるようになる。

何分主義政策を異にする政、民両党及び貴族院等から成る寄合世帯であり、自然政府部内の統制が乱れ易いから齋藤首相を中心に一致結束を第一とし、主力を貴族院に注ぐこととし、貴族院において相論議を予想される荒木陸相の留任問題については閣僚中の貴院出身者はもちろん、他の閣僚も縁故をたどり院内外より極力諒解を求めること⁵⁷

実際、荒木は軍紀問題の対応に追われることとなり、議會開会直前の五月三二日には陸相官邸に研究会幹部を招き、一連の報告と懇談を行った。⁵⁸

六月三日、貴族院本會議では齋藤首相による施政方針演説の後、荒木陸相による五・一五事件の概要と自身の留任経緯が説明された。荒木は陸相として事件の勃発を陳謝し、現在軍法會議で審理中ゆえ詳細は述べられないが、事件後「沈思幾度カ致」した結果、「現時局ヲ顧ミマシテ、茲ニ一切ノ理念ニ打クチマシテ此途ヲ取ルコトガ自分ノ踐ムベキ途デアルト考へ」、留任を決意したと述べた。⁵⁹ しかし、六月七日、同和会の上山満之進が本會議で追窮することとなった。若干長くなるが、上山の演説の一部を引用する。

……今ノ時ハ正ニ政界ノ廓清ヲ要スルノデアリマス、軍紀ノ振爾ヲ必要トスルノデアリマス、政界ノ廓清ト申シマスノハ政党政治ノ弊害ヲ払ヒ清ムルコトデアリマス、軍紀ノ振爾ハ軍隊ノ紀律ヲ厳シク縮リヲ付ケルト云フ意味デアリマス、……五月十五日ノ不祥事ニ及ビマスト、誠ニ長歎大息ニ堪ヘマセヌ、思フニ其動機ハ政界廓清ノ条ノ所デ、私ガ曩ニ指摘シマシタ如ク、現時ノ政界ノ腐敗ニ憤慨シタル青年軍人ノ純真ナル忠君愛國ノ至情ニ出テタモノデアリマセウ、ケレドモ是ハ全ク軍人勅諭ニ背イタモノデアリマス、……ドウカ政党ノ人ハ一党ノ利益ヲ考ヘズ、即チ利害ノ觀念ヲ離レテ貴ヒタイ、又軍人ノ方ハ、青年軍人ハ武ヲ練ルノハ是ハ勿論デアリマスガ、武ヲ練ルト同時ニ自己ノ本分ヲ嚴守シテ貴ヒタイ⁶⁰

上山の論点は、軍紀弛緩の原因は政党政治の「弊害」であると同連付けた一方、荒木陸相の進退問題まで踏み込むことはできなかった。公正会は上山の追窮如何で陸相に対して一気に攻勢を仕掛けようとしていた

が、上山の中途半端な演説内容に困惑した。⁽⁶¹⁾

上山の演説後、南は公正会の岩倉道俱、伊沢と会合し、岩倉より「予算総会を秘密会にして陸相留任の内情を聴き以て予算を協賛したと云ふ形にしたい」と提案を受け、南はそれだと各派、特に研究会が承知しないかもしれないので、事件当時の事情を聞くという名目が良いと返答した。⁽⁶²⁾ 公正会は自会派の体面として、荒木陸相留任の追窮を行ったという実績が欲しかったのである。その後、貴族院各派交渉会では、予算総会の中で荒木陸相に「軍紀肅正に対する保証」、「不祥事件」の再発防止を要求する質疑を行うかの協議を行うものの、研究会は「各派代表」で質問者を出すことに関心を示さなかった。そこで、予算委員外の岩倉が「個人」として質疑に立つことが了承されるという措置が取られることとなった。⁽⁶³⁾ 六月一日に開かれた予算総会（秘密会）では、岩倉が荒木陸相は責任を取って大臣を辞任すべきは留任しているのはなぜかと問い、荒木は軍の統制の必要上、自ら留任を決定したと答弁したという。⁽⁶⁴⁾ その結果、各派は「大体の空気は陸相の答弁は必ずしも満足といふ程ではないが誠意の認むべきものは十分であるから暫く荒木陸相のなす所を静観しようといふ意向」にまとめ、⁽⁶⁵⁾ 秘密会での荒木陸相の答弁と引き換えに貴族院は予算案に協賛することとなった。追窮の不徹底さは否めないが、軍部批判に対する貴族院への反発も想定される中、この辺りが落としどころとなったものと考えられる。

二、時局匡救問題と貴族院

(一) 農村問題と帝国議會

発足後の斎藤内閣が取り組むことになった重要政策の一つに農村恐慌への対応が挙げられる。農村経済の立て直しとそれに連なる人心の安定は昭和天皇も強い関心を有していた。⁽⁶⁶⁾ 斎藤首相は第六二議會における施政方針演説で、「嚴ニ治安ノ保持ニ務メテ、非違ヲ戒ムルト共ニ、財界ノ苦難ヲ緩和シ、失業ノ救済ヲ計リ、農村ノ振興ニ勉メテ、以テ国民大衆ノ生活ヲ安定セシムルノ途ヲ講ジナケレバナリマセヌ、是レ寔ニ刻下ノ急務デアリマシテ、新内閣ノ重要ナル使命ノ一デアルト考ヘマス」と述べ、⁽⁶⁷⁾ 農村問題に早急に取り組むことを表明したが、挙国一致内閣を標榜するがゆえに、内閣と各政党との政策の差異が顕在化していくこととなる。

その端緒として、会期末の六月一三日、政友会の久原房之助ら二四名による決議案「時局匡救ノ為臨時議會召集奏請ニ関スル件」が衆議院本會議に提出された。「政府ハ現内閣成立ノ使命ニ鑑ミ時局匡救ニ適切ナル経済施設ト人心安定ノ対策ヲ遂行スル為、成ルヘク速ニ更メテ臨時議會ヲ開キ、通貨流通ノ円満、農村其ノ他ノ負債整理、公共事業ノ徹底の実施、農産物其ノ他重要産業統制等ニ関シ必要ナル各般ノ法律案及予算案等ヲ提出スヘシ」と述べられたごとく、農村問題を安定させるため、さらに臨時議會を開き必要なる法律案や予算の措置を行うことを内閣に要求するものであった。また、民政党も同趣旨の決議案を準備していたこともあり（政友会決議案の提出により取り下げ）、政友会の決議案は

全会一致で可決した。⁶⁸これにより、内閣は速やかに臨時議會を開き、各種法律案などを立案する必要に迫られることとなった。この時期、農村から帝国議會に対する請願が相当数提出されたことはよく知られるが、⁶⁹政党もこのような農村救済を求める切実な声に正面から加えて、党利党略をもって応える必要に迫られた。

一方、貴族院各派も農村問題に対しては正規の手続きをもって請願が提出された場合、次議會でしかるべき対応を行うことを申し合わせた。⁷⁰とりわけ貴族院には帝国農會と関係の深い議員が多数おり、研究会の牧野忠篤は帝農会長でもあった。⁷¹第六二議會終了後、小笠原長幹は、訪問してきた南に対して、「京都組」である酒井忠正、黒木三次（以上、研究会）、木戸幸一、近衛文麿（以上、火曜會）らが後藤文夫農相を担ぐ動きを見せているため貴族院対策に注意するよう促していた。すなわち、小笠原は、「地方から農民運動家か来て貴族院の各議員の宅へ押しかけると面倒」、「政府は野心家の煽動で動いて居る」と宣伝されることを避けるべきと注意していた。⁷²政府が責任をもって主導することが必要と小笠原は理解していたものと思われるが、一方で彼ら研究会幹部が「十一會」を形成する若手華族政治家の動きを統制しきれしていない一面も見えてくる。⁷³

(二) 政友会の攻勢

第六三議會（臨時會）では、斎藤内閣は先の決議案に応答する形で、時局匡救に必要な追加予算案を提出することとなった。八月一九日、議

會開会を目前に控え、内閣は予算内示會を開き各派交渉委員を招待したが、貴族院側からは特に質問はなかった。⁷⁴その後、南は公正會、研究会幹部にそれぞれ予算案を直接説明しに赴くなど、⁷⁵内閣側も最大派会で帝国農會に影響力のある研究会に対する配慮を怠らなかつた。一方、貴族院で農村問題にことさら熱心だったのは公正會の岩倉であり、⁷⁶貴族院の審議が難航することも予見されていた。その第六三議會で大きく紛糾することとなったのは、内閣が提出した米穀需給調節特別會計法修正案と農村負債整理組合法案の二案であった。以下、両案の概要と衆議院での審議状況を簡単に確認する。

前者の修正案は、米穀買上資金の借入限度を三億五千万円から四億五千万円へと一億円増加し、市場に出回る米穀を行政主導で買い取り、流通量を調節することで価格調整を行い、農家の収入増を図ろうとしたものであった。ところが、その価格調整で問題となるのが、米穀法（昭和六年法律第三一号）第五条三項（「米価指数ノ物価指数ニ対スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル価格」）に規定された「率勢米価」である。この「率勢米価」（以下、「 」を外す）とは、日本銀行が明治三四年（一九〇一）以来調査している毎年の卸売物価の平均指数とそのうちの米価指数を数式にあてはめて割り出したもので、率勢米価より二割上を最高価格、二割下を最低価格と定め（第四条三項）、もし米の時価が最低価格に達すれば政府は買い上げを行い得、最高価格に達すれば払い下げを行い得るとされていた（第四条一項）。⁷⁷しかし、この率勢米価算出の基準は前年度の米価と物価であり、買い上げの基準となる率勢米価が低い場

合、農村対策に効果があるのか疑問視されるものであった。具体的には、昭和六年一二月に発表された昭和七年度最低価格は、昭和六年の収穫が凶作であったにもかかわらず、昭和五年の大豊作相場を前提に算出されるため一六円三一銭という安値であった。⁷⁶⁾昭和七年三月、犬養内閣は物価変動を理由に最低価格を一七円九一銭に引き上げた⁷⁷⁾が、第六三議會中の正米相場は二〇円六〇銭となっており、政府が買い上げても農村経済の救済に十分な効果が上がらないと観測されていた。⁷⁸⁾

このような状況のもと、政友会は、率勢米価の設定は米価調節に効果が薄く、農村の経済状況をより悪化させるのではないかと疑義を示した。⁷⁹⁾そこで、米穀需給調節特別会計法改正案の借入上限を四億八千万円へと修正議決し、また米穀法には第一条の追加（政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アリト認ムルトキハ市町村ニ対シ其ノ貯蔵ニ係ル米穀ヲ有償若ハ無償ニテ交付シ又ハ一定ノ期間ヲ限り貸付ヲ為スコトヲ得）、率勢米価の規定（第四、五条）を削除した米穀法中改正法律案を議員立法として提出した。八月三十一日、特別委員会での審議の後、衆議院では政友会の賛成多数で一気に可決に持ち込んだ。

問題となるもう一つの法律案、農村負債整理組合法案は、「隣保共助ニ依リ組合員タル農業者、漁業者又ハ林業者ノ負債ヲ整理シ其ノ経済ノ更生ヲ図ル」もの（政府提出法案第一条）であった。しかし、この法案も議員立法（政友会）による負債整理組合法案を盛り込んだ大幅な修正案（「負債整理組合法案」と法案名も修正）が特別委員会でも可決され、九月一日、衆議院本会議でも可決された。すなわち、政友会

は、政府案には負債整理を行うための資金額の目標とその供給方法がないと批判し、その資金調達の手段として、政府出資三〇〇万円による「負債整理組合法案」の設置と、利子補助助成などに充当する富くじの発行などを対案として盛り込んだのである。⁸⁰⁾このような政友会の積極的な攻勢は、数を持たない政府への圧力、そして政友会内閣復活への期待と、国民の求心力の回復を図ったものと考えられる。ともあれ、斎藤内閣による重要法案は政友会案に変換され衆議院を通過したため、貴族院はその政友会案が回付され、審議に付されることとなった。内閣と衆議院が異なる議決をしたことにより、貴族院の立場は非常に難しいものとなっていく。

（三）貴族院の審議から両院協議会へ

先述の通り、貴族院は回付された米穀需給調節特別会計法中改正案（衆議院修正案）、米穀法案（衆議院案）と農村負債整理組合法案（衆議院修正案）を審議することとなった。当時、新たに議員になったばかりの大藏公望（公正会）が、「結局、率勢米価の問題をかりて政友会が政府に対する自党の勢力を示し、一方、自党内不平分子を鎮撫せんと政治的かけ引きに基づくものと見られ、上院としては、率勢米価の問題を事務的に判断するよりは、むしろ、政治的に此際政府を支持するか政友会を支持するか何れかを決する外なき立場となるもの」と日記に記している⁸¹⁾ごとく、貴族院は政府原案か政友会修正案の二者択一となった。また、交友倶楽部の水野鍊太郎は、「負債整理案と率勢米価と二つとも

修正して貴族院は之を固持すると二とも潰れる恐れがある、負債整理の方を政府原案に還元し率勢米価の方は政友会に譲ればよし、若し又無軌道にする恐ありとすれば期限付にすることも一の妥協案」と南通相に提案していた。⁸⁴ 貴族院では米穀需給調節特別会計法中改正案は回付案通り借入上限四億五千万円として可決されたが、⁸⁵ 残る二案は会派によって対応が分かれることとなった。以下、(二)と同様に米穀法改正案、農村負債整理組合法案と順に審議過程を見ていく。

小林次郎貴族院書記官や伊沢多喜男から情報を得ていた河井弥八は、閣内では後藤文夫農相が「其説を變ずるに至ら」ないため、政府原案を貫徹するか、「妥協係」である研究会の妥協案のいずれかに落着するだろうと観測していた。⁸⁶ 研究会は内閣、政友会の間に入り妥協案の作成を開始し、⁸⁷ 内閣側も貴族院正副議長、各派交渉委員を招き、貴族院での円滑な審議を懇願した。⁸⁸ 研究会の妥協案について確たる史料は見当たらないが、新聞報道によると、米穀法改正案に関する研究会の妥協案は、「現行米穀法のうち率勢米価に関する規定を当分の内又は二年なり三年なりの期限を付して一時停止し、その代り米穀生産費を基準とし買上げ、家計費を基準として売渡す旨の修正を付則として規定」し、「事实上は政友会案の趣旨をいれ、一定期間の後は率勢米価の復活を定め、政府・政友会両者の顔を立てることを企図したものであったとされる。⁸⁹ ただし、小笠原長幹が「研究会には急進派の方から来る流と幹部派から来る流とある、率勢米価等に関しても妥協案作成するに付ても此二の流の間に多少の相違がある」と南に述べたように、研究会内部で

も十分に意見がまとまっていたわけではなかった。前田利定は、米穀法に代わる根本的な法律の制定が求められているのではないかと本会議で述べたものの、⁹¹ そのような前田の発言は、反研究会の立場をとる公正会からは政友会に秋波を送るものと否定的に見られていた。⁹² 公正会では米穀問題に詳しく、政友会案に強く反対する同和会の上山満之進と意見を交換するなど、一致して対抗する姿勢を見せていた。⁹³

第六三議会は臨時議会で会期日数も残り少なかったため、貴族院は問題となった米穀法改正案と農村負債整理組合法案を同一の特別委員会に付託し審議することとなり、特別委員一五名は慣例により会派の議席数の按分により選出された。⁹⁴ 九月三日、貴族院は委員会審議の後、米穀法改正案の貴族院修正案を可決した。本会議において稲田昌植特別副委員長（公正会）は、「米穀本法ハ市価ノ調節ヲ本体ト致」すもので、「其目的ト反シマスル社会事業ノ性質ヲ持ッテ居リマスル災害救助」の趣旨も混在し、かつ「市町村ニ無償デ米ヲ交付」（衆議院案第一条追加部分）することは、「非常ノ混乱」と「価格」調節ノ本旨ニ反ス」と指摘した。また、率勢米価の復活も、「一定ノ基準ハ、如何ナル方面カラ考ヘマシテモ必要」とその必要性を認めた。ただし、そのままだと農村問題の解決は図られないため、昭和八年二月までは率勢米価による最低価格は「命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル」と例外規定を附則に加えることで、短期的な立て直しを行う余地を残した。⁹⁵ これは、貴族院が研究会の妥協案をベースに内閣と政友会の両者の顔を立てようとした結果と位置付けられる。貴族院修正案は賛成多数で可決されたが、政友会側はそれ

を受け入れず、衆議院再回付後に否決となった。⁽⁹⁵⁾

一方、負債整理組合法案については「農村負債整理法案に対する政友会の修正に対しては、政府案が余りに貧弱なる故、むしろ政友会案に賛成する覚悟⁽⁹⁷⁾」と政府原案の問題点も指摘されていた。すなわち、政友会による指摘と同様に、貴族院でも政府原案には負債整理のための資金に関する規定がないことが問題視された⁽⁹⁸⁾。研究会内部でも法案をどうするか態度が二分されており、青木信光は「握潰しになるであらふ」、小笠原は青木の考えは馬場鏐一（研究会）のそれであり、馬場は日本勸業銀行総裁の任期が九月末までで、政府の「御機嫌」を取っている、とそれぞれ南に告げていた⁽⁹⁹⁾。九月三日、貴族院は委員会審議後、政友会案を全否決し政府原案（法案名に「農村」も復活）に還元する修正案を可決した⁽¹⁰⁰⁾。この背景には、公正会、火曜会、同成会が政府原案を支持し、それを受けて研究会も妥協案作成から原案支持へと態度を変化させたことにあつたが、特別委員会では東園基光（研究会）が希望決議を付帯することで資金調達方法を盛り込んだ政友会案とのバランスを図ろうとした。いわく、「政府ハ負債整理組合ガ其ノ必要トスル資金ヲ低利ニ調達スル方途ニ十分ナル考究ヲ遂ゲ以テ組合設立ノ目的ヲ達成スルコトニ遺憾ナカラシメンコトヲ望ム」と⁽¹⁰¹⁾。もちろん、希望決議が付帯されたとはいえ、貴族院で政府原案が可決されたことを政友会が受け入れるはずはなく、衆議院では再回付された貴族院修正案が否決された。そのため、米穀法改正案と併せて両案は両院協議会にかけられることとなった。

臨時議会で会期は短く、そして延長していた会期も残すところあとわずかとなったこともあり、両院協議会では両案が一括して付託されることとなった。衆議院側の協議会員は一〇名全て政友会所属議員で、貴族院側は徳川家達議長に協議会員選出を一任した結果、特別委員会と同様に各派の議席数の按分によって選出された⁽¹⁰²⁾。両院協議会では抽籤の結果、貴族院側が佐佐木行忠（火曜会）を議長に輩出することとなり、衆議院側一〇名、貴族院側九名で協議が始まった。まず、米穀法改正案については、率勢米価の取り扱いが論点となった。衆議院側は削除、貴族院側は一時停止を主張し、議論は平行線をたどったため小委員会を設けた。その結果、政友会による第一条の追加を認める一方、付則により率勢米価にかかる最低価格は昭和八年一二月末まで「命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル」ものとし、その「米穀生産費ハ米穀委員会ニ諮問シテ之ヲ定ム」と改めることで協議会案が成立し、貴衆両院本会議で協議会案が可決された⁽¹⁰³⁾。つまり、機械的に定まる率勢米価はいったん凍結され、別途設けられる「米穀委員会」に買い上げ価格の協議は委ねられることとなった。

一方、農村負債整理組合法案は両院の意見がまとまることはなかった。内閣側も、「資金其他の事項を審議する為委員会を設くる規定を設け、尚政府に於ても低利資金の融通并中央機関の要否に関しては審重に攻究して適当に考慮する声明」⁽¹⁰⁴⁾することを提案し、衆議院側の理解を求めたが、協議は成立せず、衆議院案が協議会案として可決された⁽¹⁰⁵⁾。貴族院本会議では馬場が協議会案の反対演説を行ったのち、満場一致で否

決された。ただし、先に見た通り、貴族院側でも政府原案への批判もあつたことを受けて、馬場は、「政府ニ於テモ……近キ通常議會ニ於テハ必ズヤ負債整理組合其他農村負債整理組合ノ設立目的ヲ達スル上ニ付テノ適切ナル方途ヲソレノ御考究ニナツテ、其成案ヲ議會ニ出サルルデアラウト私ハ信ジマスルガ故ニ……中枢機関ヲ設ケルコトニハ遺憾乍ラ之ヲ賛成スルヲ得ナイ」と貴族院修正案に付帯した希望決議と同趣旨の内容を政府に注文することを忘れなかつた。なお、農村負債整理組合法案は、翌第六四議会で整理資金の規定を明確にするなどの修正を加えた法案が提出され、貴衆両院修正なしで可決し成立した。

おわりに

齋藤実内閣は挙国一致を謳い、政民両党から閣僚を得た一方、貴族院の最大会派・研究会出身の閣僚は不在で、政務次官や参与官の人事で対応した。挙国一致とはいえ、衆議院で圧倒的多数を占め、隙あらば倒閣から鈴木喜三郎への大命降下を目論んでいた政友会と齋藤内閣の間不安定さはこれまでの研究でもたびたび指摘されてきた。本稿はこれまでの研究とは異なり、齋藤内閣と貴族院との関係に注目し、両者の橋渡しとなつた南弘通相の日記を新たに検討することで、内閣、衆議院、貴族院の三者間の関係性や、挙国一致内閣がはらむ議會運営の不安定な側面を分析してきた。以下、本稿で検討した内容を改めて整理する。

齋藤実が組閣を始めると、政友会内閣では少数派だった人々の動きが活発となつた。本稿では、政友会に批判的な立場を取っていた伊沢多喜

男や河井弥八が柴田善三郎内閣書記官長を送り込むことで政治的な影響力を行使しようとしたことをまず確認した。内閣発足後、貴族院では五・一五事件の責任について、荒木貞夫陸相への責任追及を求める声は高まり、公正会や同和会の上山満之進などが声をあげ、議會で荒木の説明を引き出した。確かにそれは予算総会における秘密会という場で、予算への協賛との引き換えによる言質の獲得という政治的駆け引きの産物であつたことは否めないが、貴族院としては自らの役割を果たす重要な一幕でもあつた。一方、最大会派・研究会は政友会への態度を斟酌しつつ、貴族院の院議をリードしようと努めるも、内部対立も胚胎していった。

齋藤内閣発足後の第六三議會（臨時会）では、農村経済の対策を目的に各種法律案や予算の措置が図られた。本稿で審議過程を検討した、米穀需給調節特別会計法改正案に伴う米穀法改正案（率勢米価廃止問題）、農村負債整理組合法案それぞれの審議では、政友会による議員提出法案により内閣提出法案を骨抜きにしてしまつたため、貴族院は内閣と衆議院との間で難しい判断を迫られることとなつた。貴族院は農村救済の趣旨それぞれは全く否定しなかつたものの、内閣と衆議院との間で懊悩することとなり、前者は両院協議会案が成立し、後者は廃案となつた。その第六三議會終了後、政友会の山口義一幹事長は次のような談話を発表した。「負債整理法が貴族院の反対によつて不成立に終つたのは貴族院の国家の現状に対する認識不足の然らしめた結果で誠に遺憾至極である」と貴族院を批判し、「吾々は曾てより挙国一致内閣の無力なること

を表明しておいた、真に強力なる内閣は強い政党を基礎とする政党内閣でなければならぬ」と改めて挙国一致内閣を解体し、政友会による政党内閣復活を目指した⁽¹⁰⁾。本稿でも見てきたように、挙国一致内閣に閣僚を送り込んでいたとはいえ、衆議院で圧倒的多数を擁する政友会が政権奪取を目指し、斎藤内閣と議会で対立を深めると、そこで調停役たる貴族院とどのような関係を改めて取り結ぶのかが問われるという構造が到来した⁽¹¹⁾。

さて、本稿冒頭で紹介した『東京朝日新聞』の社説——両案の両院協議会開催の前日掲載——は次のように続く。「貴族院をしてかゝるまうけ役を演ぜしむるのもひつきやういはゆる挙国内閣なる政治形式の変態及びその運用の不如意より来るのであるが、この変態的過渡期の継続する限り、貴族院の任務が一層加重せらるゝ事は、今回の現象に由ても明かである」。「貴族院自身が何等の野望や成心を有せず、たゞひたすらに熱し過ぎたる下院に対して純真な立場からこれを冷却する上院としての使命を果す事に専念でさへあれば、世間の同情と尊敬とは期せずして貴族院に集る」と⁽¹²⁾。すなわち、挙国一致内閣という「変態的過渡期」——いづれ政党内閣に戻ることを前提とした議論——であるからこそ、それが続く限り、内閣と衆議院との間に調停役として存立する貴族院のあり方が問われ続ける、と貴族院の背中をそつと、そして力強く押したのである。各勢力が互いに牽制しあう微妙なバランスの上に成り立っている挙国一致内閣であるがゆえに、内閣・衆議院・貴族院の三者が協力することで政治が大きく前に進む可能性もあれば、他方で三者三すくみの

状況が招来し、政治が停滞する可能性もまた高まる。結果的に大政翼賛会誕生まで「変態的過渡期」が続いたがゆえに——その具体的な検討は今後の課題に譲ることになるが——三者の関係の構築は議会政治の運営において潜在的な問題となり続けるのである⁽¹³⁾。

注

- (1) かかる観点からの研究史整理として、有谷三樹彦「貴族院研究の動向と課題」〔久留米大学法学』第三二・三三合併号、一九九八年〕。
- (2) 代表的なものを挙げると、小林和幸「明治立憲政治と貴族院」〔吉川弘文館、二〇〇二年〕、内藤一成「貴族院と立憲政治」〔思文閣出版、二〇〇五年〕、西尾林太郎「大正デモクラシーの時代と貴族院」〔成文堂、二〇〇五年〕、原口大輔「貴族院議長・徳川家達と明治立憲制」〔吉田書店、二〇一八年〕など。
- (3) ただし、このような研究潮流に対して貴族院が有する立憲君主制を支える機能という視点が希薄という批判もある（前田亮介「皇室の藩屏」は有用か？——近衛篤磨と谷干城の立憲君主制論——〔御厨貴編「天皇の近代——明治一五〇年・平成三〇年——」〈千倉書房、二〇一八年〉〕）。
- (4) 例えば、今津敏晃「第一次若槻内閣下の研究会——政党内閣と貴族院——」〔史学雑誌』第一一二編第一〇号、二〇〇三年〕、前掲原口「貴族院議長・徳川家達と明治立憲制」など。
- (5) 伊藤之雄「大正デモクラシーと政党政治」〔山川出版社、一九八七年〕、今津敏晃「一九二五年の貴族院改革に関する一考察——貴族院の政党化の視点から——」〔日本歴史』第六七九号、二〇〇四年〕、西尾林太郎「大正デモクラシーと貴族院改革」〔成文堂、二〇一六年〕、園部良夫「昭和一〇年代

- の貴族院改革をめぐる」(『日本歴史』第四四七号、一九八五年)、野島義敬「一九三六年における貴族院改革運動」(『日本史研究』第六〇八号、二〇一三年)など。
- (6) 小林和幸「天皇機関説」排撃問題と貴族院——「政教刷新二閣スル建議案」と院内会派——(小林和幸編『近現代日本選挙の瞬間』(有志舎、二〇一六年)。
- (7) 貴族院の通史として内藤一成『貴族院』(同成社、二〇〇八年)があるが、政党内閣崩壊後の貴族院については、個別議員のエピソードとその背景の描写が中心となっている。
- (8) 例えば、伊藤隆『近衛新体制』(中央公論社、一九八三年)、のち『大政翼賛会への道——近衛新体制——』(講談社、二〇一五年)、ゴードン・M・バーガー(坂野潤治訳)『大政翼賛会——国民動員をめぐる相剋——』(山川出版社、二〇〇〇年)、古川隆久『戦時議会』(吉川弘文館、二〇〇一年)、奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究——党内派閥の分析を中心に——』(慶應義塾大学出版会、二〇〇四年)、古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』(吉川弘文館、二〇〇五年)、井上敬介『立憲民政党と政党改良——戦前二大政党制の崩壊——』(北海道大学出版会、二〇一三年)、米山忠寛『昭和立憲制の再建——一九三二—一九四五』(千倉書房、二〇一五年)、村瀬信一『帝国議会——〈戦前民主主義〉の五七年——』(講談社、二〇一五年)、矢野信幸『戦時議会と事前審査制の形成』(奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流——事前審査制の史的的研究——』(吉田書店、二〇一五年))、官田光史『戦時日本本の翼賛政治』(吉川弘文館、二〇一六年)、手塚雄太『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容——「憲政常道」から「五十五年体制」へ——』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)など。
- (9) それは、古川隆久氏が、戦時議会において「貴族院は党派的行動があまりなく、議論内容は衆議院より法律論的側面が強いものの基本的には同一なので、衆議院を主な検討対象」としていたことから明らかであろう(前掲古川『昭和戦中期の議会と行政』、五七頁)。ただし、いきなり戦時議会と貴族院の分析を行うのではなく、それまでの議会政治の展開と貴族院の位置付けを逐一検討して必要があるというのが筆者の立場である。
- (10) 美濃部達吉『議会政治の検討』(日本評論社、一九三四年)、三二五頁。
- (11) 例えば、河島真『日本近代の歴史五——戦争とファシズムの時代へ』(吉川弘文館、二〇一七年)、一四〇頁。
- (12) 例えば、佐々木隆「挙国一致内閣期の政党——立憲政友会と斎藤内閣——」(『史学雑誌』第八六編第九号、一九七七年)、升味準之輔『日本政党史論』第六卷(東京大学出版会、一九八〇年)など。
- (13) 田中時彦「斎藤内閣——「非常時」の鎮静を担って——」(林茂・辻清明編『日本内閣史録』三(第一法規出版株式会社、一九八一年))、三〇一、三〇二頁。
- (14) 前掲内藤『貴族院』、一六七、一六八頁。
- (15) 村井良太『政党内閣制の展開と崩壊——一九二七—三六年』(有斐閣、二〇一四年)、二二六頁。しかし、村井氏のように、後藤や内田のような少数の純無所属(二どの院内会派に所属していない)の議員も貴族院の一部を代表していると考えるのは、院内会派の実態とはそぐわない。
- (16) これは、『貴族院の会派研究会史——昭和篇』(尚友倶楽部、一九八二年)、のち水野勝邦(尚友倶楽部編)『貴族院会派(研究会)史——昭和編』(芙蓉書房出版、二〇一九年)でも同様である。なお、貴族院議員の所属会派については、衆議院・参議院編『議会制度百年史——院内会派編——貴族院参議院の部』(大蔵省印刷局、一九九〇年)を参照した。
- (17) 「変態政局と貴族院の任務」『東京朝日新聞』昭和七年九月三日付朝刊、三

頁。なお、傍線は引用者による。

- (18) 筆者は貴族院議長・徳川家達の議会運営や政治的言動を分析してきた中で、議長・家達は近衛文麿などと一緒に院内会派・火曜会を結成し、男子普通選挙のもとに誕生した政党内閣を支える穏健な「第二院」を志向し、漸進的な貴族院の再定置を図っていたことを明らかにした(前掲原口『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』、第五章)。

- (19) 両院間の関係から帝国議会のあり方を議論する先行研究としては、明治・大正期を対象にした吉田武弘氏による一連の研究も参照されたい(吉田武弘『議会の時代』の胎動 ―一九〇〇年体制成立期における議会観の展開―)〔立命館大学人文科学研究所紀要〕第一〇七号、二〇一六年)、同「大正期における政党政治と貴衆両院関係の展開」〔歴史の理論と教育〕第一五三号、二〇一九年)など。

- (20) これらの法案審議を含む斎藤内閣の米価政策については、川東舜弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)、安富邦雄『昭和恐慌期救農政策史論』(八朔社、一九九四年)、森武磨『戦時日本農村社会の研究』(東京大学出版会、一九九九年)などを参照。本稿は農業経済史の観点からではなく、議会政治史の文脈から検討するものである。

- (21) 前掲内藤『貴族院』、一七〇―一七六頁。

- (22) 「強力内閣に野党秋波 貴院方面の延長内閣不可論に 俄かに準備を開始す」『読売新聞』昭和七年五月一八日付朝刊、二頁。

- (23) 「各派の入閣者顔触れ」『読売新聞』昭和七年五月二三日付朝刊、二頁。

- (24) 「閣僚候補者名簿」(国立国会図書館憲政資料室蔵「斎藤実関係文書」書類の部、二―一四〇―一五)。なお、内相は床次竹二郎、外相は内田康哉か本多熊太郎、文相は水野錬太郎、鉄相は山之内一次、拓相は樺山資英、蔵相は市来乙彦、法相は横田五郎、通相は川村竹治、陸相は荒木貞夫か真崎甚三

郎、海相は大角岑生か小林躋造、無任所大臣に平沼騏一郎、政民両党から数名と、政友会と薩派系が中心となる構想であった。

- (25) 「南弘日記」(国立公文書館蔵、請求番号・寄託〇〇〇二九一〇〇、〇〇〇三〇一―一〇〇)、昭和七年五月二三日条。五・一五事件後の平沼内閣構想については、萩原淳『平沼騏一郎と近代日本 ―官僚の国家主義と太平洋戦争への道―』(京大学術出版会、二〇一六年)、一七七―一八一頁も参照。

- (26) 「南弘日記」、昭和七年五月二五日条。

- (27) 蛇足だが、山本達雄は政友会所属時代に勅選議員となり政友会系の交友倶楽部に入会、その後、第二次護憲運動の際、政友本党に移り、民政党と渡り歩く一方、貴族院議員としては交友倶楽部からは脱会しないという経歴を有した。山本のように、所属する政党の変化と党派性の強い院内会派の移動(政友会系の交友倶楽部、民政党系の同成会など)が連関しているかどうかは、貴族院の性格を考えるうえでも検討の余地がある。

- (28) 昭和七年六月一日付で土岐章陸軍政務次官、堀田正恒海軍政務次官、有馬頼寧農林政務次官(のち織田信恒に交代)、立花種忠通信参与官の辞令が発表された(『官報』第一六二五号、昭和七年六月二日、三三二頁)。

- (29) 当該期の伊沢に着目した研究として、黒川徳男「中間内閣期の伊沢多喜男」(大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』(芙蓉書房出版、二〇〇三年))、大西比呂志『伊沢多喜男 ―知られざる官僚政治家―』(朝北社、二〇一九年)など。

- (30) 例えば、高橋紘・栗屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中 ―侍従次長河井弥八日記―』第六卷(岩波書店、一九九四年)、昭和七年五月一六日条、九六頁など。以下『河井弥八日記』と略記する。

- (31) 原田熊雄『西園寺公と政局』第二卷(岩波書店、一九五〇年)、二九五頁。

- (32) 『南弘日記』、昭和七年五月一九日条。
- (33) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月一日条、九八頁。
- (34) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月二一日条、一〇〇頁。
- (35) 財団法人斎藤子爵記念会編『子爵斎藤実伝』第三卷（同会、一九四一年）、一一四頁。
- (36) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月二五日条、一〇五頁。
- (37) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月二四日条、一〇三、一〇四頁。柴田と河井は明治一〇年生まれ、静岡県出身、第一高等学校、東京帝国大学法科大学卒業と共通点が多く、民政党系の内務官僚と目されていた。
- (38) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月二六日条、一〇五頁。
- (39) 『事務的翰長として 柴田善三郎氏談』『東京日日新聞』昭和七年五月二六日付東京朝刊、二頁。
- (40) 『西園寺公と政局』第二卷、二九七、二九八頁。また、研究会も柴田の「耳が遠い」点を問題視していた（『南弘日記』、昭和七年九月一日条）。
- (41) 『西園寺公と政局』第二卷、二九五頁。
- (42) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年五月三〇日条、一〇八、一〇九頁。
- (43) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年六月九日条、一一五頁など。関屋は大正八年から静岡県知事に就いており、一木喜徳郎、河井、柴田など静岡人脈と縁が深かった。例えば、昭和七年六月二二日に「静岡県縁故者会」が開催され、徳川家達、柴田、関屋、丸山、松本学など三五名程の出席があった（『河井弥八日記』第六卷、昭和七年六月二二日条、一二四頁）。
- (44) 議会情勢が切迫するたびに、柴田の更迭問題が議論されていた（『西園寺公と政局』第二卷、三六一、三六二、三七三、三七四頁）。
- (45) 「内閣書記官長更迭 後任は堀切氏 法制局長官に黒崎氏」『東京朝日新聞』昭和八年三月一四日付夕刊、一頁。
- (46) 『南弘日記』、昭和七年五月二三日条。
- (47) 『南弘日記』、昭和七年五月二四日条。
- (48) 『南弘日記』、昭和七年五月二五日条。
- (49) 『南弘日記』、昭和七年五月二六日条。
- (50) 『南弘日記』、昭和七年五月二八日条。
- (51) 『南弘日記』、昭和七年五月二九日条。
- (52) 『南弘日記』、昭和七年五月三〇日条。
- (53) 鍋島、森、保科、舟橋が前回改選時当選（大正一四年七月）、織田は補欠選挙当選（昭和三年七月）、橋本も同じく補欠選挙当選（昭和六年一月）であつたのに対して、立花は大正三年七月より貴族院議員に就任していた。
- (54) 「陸相の留任に突如、非難起る 荒木氏の外人なきか 貴族院各派衝動か」『東京日日新聞』昭和七年五月二七日付東京夕刊、一頁。
- (55) 「研、公商派の懇談会 対時局策の意思疎通に」『読売新聞』昭和七年五月二〇日付夕刊、一頁。
- (56) 『南弘日記』、昭和七年五月二七日、六月二日条。
- (57) 「一致結束して主力を貴院へ 政府の対議会方針」『東京朝日新聞』昭和七年五月三〇日付朝刊、二頁。
- (58) 「陸相研究会幹部招待」『東京朝日新聞』昭和七年六月一日付朝刊、二頁。
- (59) 昭和七年六月三日第六二議会貴族院本会議、七、八頁。本稿で検討する帝國議会の議事速記録は、国立国会図書館帝國議会議録検索システム (<http://teikokugikai-iradi.go.jp/>) を利用した。
- (60) 昭和七年六月七日第六二議会貴族院本会議、二九〜三六頁。
- (61) 「貴院の強硬派陸相に失望 再度釈明の内意を聴取して」『東京朝日新聞』昭和七年六月七日付朝刊、二頁、「公正会の強硬派、頗る当惑 陸相留任に触れぬ上山氏」『東京朝日新聞』昭和七年六月八日付夕刊、一頁。軍部、政

党両者を批判した上山演説には相当の反響があり、演説に関する新聞記事の切り抜きや全国各地から届けられた上山宛の称賛／批判の手紙などが多数スクラップブックに残されている(「政界の廓清と軍紀の振粛」防府市立防府図書館蔵、資料番号・一七七一〇〇八六七)。

(62) 「南弘日記」、昭和七年六月七日条。

(63) 「陸相留任問題で各派交渉会 質問は岩倉男のみか」『東京朝日新聞』昭和七年六月一日付朝刊、二頁。

(64) 昭和七年六月一日第六二議会議院予算委員会、二、三頁。ただし、岩倉の質疑と荒木陸相の答弁は秘密会。内容は、「陸相の答弁に誠意を認む 貴院予算総会秘密会の問答」『東京朝日新聞』昭和七年六月二日付夕刊、一頁を参照。

(65) 前掲「陸相の答弁に誠意を認む 貴院予算総会秘密会の問答」。

(66) 宮内庁編『昭和天皇実録』第六(東京書籍、二〇一六年)、昭和七年六月八日条など。

(67) 昭和七年六月三日第六二議会議院本会議、九頁。

(68) 昭和七年六月一三日第六二議会議院本会議、一四〇〜一四五頁、衆議院・参議院編『議院制度百年史 帝国議会史』下巻(大蔵省印刷局、一九九〇年)、三一九頁。

(69) 例えば、前掲河島「戦争とファシズムの時代へ」、一四二〜一四五頁など。

(70) 「適切な施設を政府に勧告 貴族院方面の態度」『東京朝日新聞』昭和七年六月七日付朝刊、二頁。

(71) 「農村救済運動を議会に集中 両院の関係団体と連絡 帝国農会今後の方針」『東京朝日新聞』昭和七年八月三日付朝刊、四頁。帝国農会については、松田忍『系統農会と近代日本 一九〇〇〜一九四三』(勤草書房、二〇一二年)を参照。

挙国一致内閣の誕生と貴族院

(72) 「南弘日記」、昭和七年八月二日条。

(73) 十一会については、後藤致人『昭和天皇と近代日本』(吉川弘文館、二〇〇三年)、前掲野島「一九三六年における貴族院改革運動」などを参照。

(74) 「南弘日記」、昭和七年八月十九日条、「日記」(国立国会図書館蔵「斎藤実関係文書」書類の部二、二〇八―八三三)、昭和七年八月十九日条。

(75) 「南弘日記」、昭和七年八月一九、二二日条。

(76) 「南弘日記」、昭和七年八月十七日条、「公正会の農村対策」『東京朝日新聞』昭和七年八月二〇日付朝刊、二頁。

(77) 以下、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』、一七六〜一八〇頁、「率勢米価」解説 米穀法運用の痛だが政友会案も不完全」『東京朝日新聞』昭和七年八月二八日付朝刊、二頁などを参照。農林省は米穀法改正時、率勢米価を「経験に基く米価の学理的予想」、「統計的予想米価」と位置付けている(農林大臣官房統計課編『農林統計時報』第二号(農林大臣官房統計課、一九三一年)、三三三頁)。

(78) 昭和六年農林省告示第三九七号(官報)昭和六年二月二三日付)。

(79) 昭和七年農林省告示第八一号(官報)昭和七年四月一日付)。

(80) 前掲「率勢米価」解説。

(81) 昭和七年八月二七日第六三議会議院本会議、九六〜九八頁。若宮貞夫(政友会)による趣旨説明。

(82) 昭和七年九月一日第六三議会議院農村負債整理組合法案特別委員会。なお、政府提出法案(農村負債整理組合法案)に議員提出法案(中央金庫法案)を併せたのは、片方の法案のみが成立するとその政策が完遂されない」と政友会が考えたからと目されていた(「両法案に反対せば貴院、政府の責任追究 政友自党案の成立に全力集中」『読売新聞』昭和七年八月三十一日付夕刊、一頁)。

- (83) 内政史研究会・日本近代史料研究会編『大蔵公望日記』第一卷(同会、一九七三年)、昭和七年八月三一日条、四八頁。
- (84) 『南弘日記』、昭和七年八月三一日条。
- (85) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院本会議、一三四～一三六頁。
- (86) 『河井弥八日記』第六卷、昭和七年九月二日条、一六八頁。
- (87) 『大蔵公望日記』第一卷、昭和七年九月一日条、五〇頁、『河井弥八日記』第六卷、昭和七年九月二日条、一六八頁。
- (88) 『南弘日記』、昭和七年九月一日条、「首相けふ貴院に議事促進を希望 止むなくは会期再延長」『東京朝日新聞』昭和七年九月一日付朝刊、二頁。
- (89) 「政府政友の顔を立て研究会が妥協案 率勢米価の一時停止 幹部、具体案を練る」『東京朝日新聞』昭和七年九月一日付朝刊、二頁。
- (90) 『南弘日記』、昭和七年九月二日条。
- (91) 昭和七年九月一日第六三議會貴族院本会議、六四頁。
- (92) 『大蔵公望日記』第一卷、昭和七年九月一日条、四九頁。
- (93) 「貴院は政府を支持 米穀法改正は握潰し 既に大勢ほゞ決定す」『読売新聞』昭和七年八月三一日付夕刊、一頁。
- (94) 特別委員は、委員長・柳原義光(研究会)、副委員長・稲田昌植(公正会)、佐佐木行忠(火曜会)、東園基光、岡部長景、小松謙次郎、馬場鏝一、高橋源次郎(研究会)、内田重成、山上岩二(交友倶楽部)、上山満之進、瀬川弥右衛門(同和会)、斯波忠三郎、近藤滋弥(公正会)、菅原通敬(同和会)。
- (95) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院本会議、一三九、一四〇頁。
- (96) 昭和七年九月三日第六三議會衆議院本会議、二六六、二六七頁。
- (97) 『大蔵公望日記』第一卷、昭和七年八月三一日条、四八頁。
- (98) 「負債整理組合法案 貴院に異論多し 法文すこぶる不備」『東京朝日新聞』昭和七年九月二日付朝刊、二頁。
- (99) 『南弘日記』、昭和七年九月三日条。
- (100) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院本会議、一四〇～一四二頁。
- (101) 「貴族院各派の大勢は政府案支持に傾く」『東京朝日新聞』昭和七年九月三日付朝刊、二頁。
- (102) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院米穀法中改正法律案特別委員会、一三、一四頁。
- (103) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院本会議、一四三頁。
- (104) 衆議院は秦豊助、森恪、濱田国松、島田俊雄、砂田重政、松野鶴平、山口義一、山崎達之輔、東武、大口喜六の一〇名。貴族院は井上匡四郎(研究会)、八条隆正(研究会)、小松謙次郎(研究会)、馬場鏝一(研究会)、佐佐木行忠(火曜会)、斯波忠三郎(公正会)、石渡敏一(交友倶楽部)、藤田四郎(同和会)、菅原通敬(同成会)、松本蒸治(純無所属)の一〇名であつた。
- (105) 昭和七年九月三日第六三議會貴族院本会議、一三九頁、「官報」昭和七年九月八日付、一八九、一九九頁。
- (106) 『南弘日記』、昭和七年九月四日条。
- (107) 昭和七年九月四日第六三議會貴族院本会議、一四七、一四八頁。
- (108) 前掲『議會制度百年史 帝國議會史』下巻、三五頁。
- (109) 『拳国内閣の無力表明 山口幹事長談』『読売新聞』昭和七年九月五日付朝刊、二頁。
- (110) それは民政党も同じであつた。衆議院を傍聴した大蔵公望の日記には、「民政党の高田耘平氏貴族院案支持の演説中にて、政友会より猛烈なる反対をうけ居り」(『大蔵公望日記』第一卷、昭和七年九月三日条、五三頁)といつた記述があり、民政党と貴族院との関係についても同時に検討が必要なこ

とが示唆される。

(III) 前掲「変態政局と貴族院の任務」。

(II2) 一方で、「中間内閣」とも呼ばれる加藤友三郎内閣、第二次山本権兵衛内閣、清浦奎吾内閣における三者間の関係もまた再検討を要すると筆者は考えている。

〔付記〕 本稿脱稿後、菅谷幸浩『昭和戦前期の政治と国家像 ―「挙国一致」を指して―』（木鐸社、二〇一九年）が刊行された。あわせて参照されたい。